

高知県小児地域支援病院運営事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県小児地域支援病院運営事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、小児人口が減少し医療資源の乏しい小児医療圏において、必要な小児医療を提供する小児地域支援病院を整備することにより、地域で安心して子どもを生み育てることのできる小児医療体制を確保することを目的に、小児地域支援病院（以下「補助事業者」という。）の運営に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、次に定めるとおりとする。

- （1） 次の表の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2） 前号の規定により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に次の表の第3欄に定める補助率を乗じた額を交付する。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 か所当たり 20,396,000 円×事業月数／12	小児地域支援病院運営事業に必要な給与費 ア 医師基本給 イ 看護師基本給 ウ 医師諸手当 エ 看護師諸手当 オ 社会保険料	3 分の 1

（補助金の交付の申請手続）

第4条 規則第3条第1項及び第2項の申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第1号様式によるものとする。

（補助金の交付の決定の通知）

第5条 知事は、規則第3条及び前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助事業の内容又は経費の配分等を変更する場合（軽微な内容変更及び30パーセント以内の減額を除く。）は、事前に別記第2号様式による変更申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- （2） 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（概算払）

第7条 補助事業者は、規則第14条の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第8条 知事は、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告等）

第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第5号によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第6号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第6号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（情報の開示）

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年9月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

（失効期限等）

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第7号まで、第8条、第9条第3号及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第5条、第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。